

認証かごしま材生産工場認証基準

(目 的)

第1 この基準は、「認証かごしま材認証実施要領」第7に基づき、認証かごしま材認証工場（以下「認証工場」という。）などの必要な事項を定める。

(総括的事項)

第2 認証工場は、原則として次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 認証かごしま材の基準に適合する製品を製造することができる機械設備及び施設を所有するか又は確実に利用できる共同利用施設を有していること。
- (2) 品質管理を十分に行うことができる体制が整備されていること。
- (3) 農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に規定する規格（以下「日本農林規格」という。）のうち、構造用製材及び構造用集成材・人工乾燥構造用製材等の構造材、CLT（直交集成板）、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材に関する認定製造業者の認定を受けていること、又は2年以内に取得が確実であること。
- (4) 日本農林規格のうち、造作用製材及び下地用製材、フローリングに関する認定製造業者の認定を受けていること、または同品目に関して認定製造業者と同等以上の基準を有していると認められること。
- (5) 認定かごしま材の生産に関して、積極的に取り組む熱意を有しているとともに、認証製品の信頼性を将来に維持確保するため、認証かごしま材認証実施要領、認証かごしま材生産工場認証基準等の関係要領、基準等を遵守できること。

(産地の確認)

第3 認証工場は、生産される製材品に関して、県木市場等からの産地証明に基づき、県産材と他産地材に明確に仕分けできる体制が整備されていなければならない。

(施設基準)

第4 認証工場は、原則として次の各号に掲げる施設を所有していなければならない。

(1) 作業場

① 広さ

原木・仕掛品・製品等の運搬作業及び選別作業が、作業場に積まれた原木・仕掛品・製品などのために支障をきたさずにできる広さであること。

② 明るさ

材料が品質基準等に適合しているかどうかを調べる場合に、機械の操作・計器の読み取り・材面の欠点などを容易に見ることができる明るさであること。

(2) 製材施設

製材施設は、均衡した能力を持ち、大割、小割、耳すり等の一連の作業が連携し効率的に行うことが可能であること。

(3) 乾燥施設

乾燥施設は、温度管理、湿度管理、風量が管理できる乾燥施設を有するとともに、(財)日本住宅・木材技術センターで設定された含水率計で、事前に検量検査測定が終了し、固有の検量線図が感性している機器を有すること。

(4) 保管施設

製品の保管施設は、工場の製造規模に応じた広さであること。

(品質管理基準)

第5 認証工場は、「認証かごしま材の基準」の品質を確保するため、必要な品質管理器具を所有していなければならない。

- 2 認証工場は、生産する認証かごしま材の検査方法等を記載した品質管理に関する規程を有していなければならない。
- 3 第2項の品質管理基準は、下記事項を記載していなければならない。
 - (1) 品質管理責任者、品質検査責任者、乾燥検査責任者の氏名
 - (2) 出荷される認証かごしま材について、「認証かごしま材の基準」の寸法、含水率、材面品質などの各基準への適合を判定する検査方法
 - (3) 品質記録の作成、管理方法
 - (4) その他必要な事項
- 4 認証工場は、品質管理責任者、品質検査責任者及び乾燥検査責任者を各1人以上配置し、製品の品質管理を充分に行うことが出来る体制が整備されていなければならない。
なお、品質検査責任者と乾燥責任者は兼務を認めるものとする。
- 5 第4項に規程する品質管理責任者、品質検査責任者とは、(社)全国木材組合連合会及び(財)日本合板検査会が実施する品質管理に関する所定の研修を受講し登録された者をいう。なお、第2の(4)の規程に基づく認証工場については、社団法人鹿児島県林材協会連合会が実施する品質管理に関する所定の研修を受講した者も含むものとする。
- 6 第4項に規定する乾燥検査責任者とは、(財)日本住宅・木材技術センター及び(社)日本木材加工技術協会が実施する木材乾燥に関する所定の研修を受講し登録された者、又は社団法人鹿児島県林材協会連合会が実施する木材乾燥に関する所定の研修を受講した者をいう。
- 7 認証工場は、品質管理基準に基づいた管理を行い、その記録を保持していなければならない。

(製造管理基準)

- 第6 認証工場は、品質基準に適合する製品を製造するため製造管理基準を有していなければならない。
- 2 前項に定める製造管理基準は、下記事項を記載していなければならない。
 - (1) 原木の受け入れ及び貯木方法
 - (2) 製材・乾燥・加工施設の点検時期及び方法
 - (3) 標準的な作業工程
 - (4) その他必要な事項
 - 3 認証工場は、製造管理基準の従業員への周知を図り、意識の向上等に努めなければならない。

(出荷基準)

- 第7 認証工場は、「認証かごしま材の基準」に適合する製品を確実に出荷するための出荷基準を有していなければならない。
- 2 前項に定める出荷基準は、下記事項を記載していなければならない。
 - (1) 製品の梱包、保管の方法
 - (2) 出荷した数量等の管理方法
 - (3) 出荷した認証かごしま材の苦情に対する処理方法
 - (4) その他の必要な事項

(監査基準)

- 第8 認証工場は、認証かごしま材の出荷に関して、第5から第7に定める各基準と認証かごしま材認証制度の適正な運用を確保するため監査基準を有していなければならない。
- 2 前項に定める監査基準は、下記事項を記載していなければならない。
 - (1) 監査実施者
 - (2) 監査手順
 - (3) 監査結果の周知と改善方法
 - (4) その他の必要な事項

- 3 認証工場は、監査基準に基づく監査を年1回以上定期的の実施しなければならない。また、その結果を認証かごしま材認証協議会に報告しなければならない。

(安全管理基準)

第9 認証工場は、労働安全衛生法及び同法施行規則を遵守するとともに、作業員の安全を確保するために必要な措置を講じていかななければならない。

(施設の共同利用基準)

第10 認証かごしま材の製造において、製造工程の一部を他の施設を共同利用する場合、第1から第9に定める事項のほか、次の各号に掲げる条件をみたさなければならない。

- (1) 共同利用する施設を有する工場と依頼する工場との間に委託内容が書面で締結されており、さらに品質管理基準を共有するとともに製品に関する製造責任を明確にしていること。
- (2) 製造工程のうち、乾燥工程又は仕上げ工程のいずれかを行う工場は施設を有する工場の品質検査責任者の検査が確実になされていると認められること。
- (3) 共同利用する各工場の総量が、共同利用する施設の処理能力を超えていないと認められること。

付 則 この基準は、平成16年1月20日から施行する。

この基準は、平成17年5月19日から施行する。

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

※ 「認証かごしま材生産工場認証申請書」の様式の変更

3、「添付書類」に、

認証かごしま材生産工場認証基準第2の(3)の「又は2年以内に取得が確実であること。」に基づく申請にあつては、2年以内にJAS認定を受ける旨の「誓約書」を貼付すること。を新たに様式に挿入する。

※ 規約改正については、上記「※」とともに提案どおり決議された。

この基準は、令和8年6月11日から施行する。